

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況報告

(経済部産業振興局環境・エネルギー室)
 (平成23年11月24日)
 質問者 公明党 吉井 透 委員

質問要旨	答弁要旨
<p>一 平成12年「道民のご意見を聴く会」に係る道の独自調査の結果について (一) 回答率について (吉井委員) 調査結果の回答率について、全体では46.5%、会場別で旭川、札幌、帯広が40%台というふうになっております。中で、函館は59.5%と若干高いわけですが、こういう回答率について、まず道としてどのような受け止め方をされたのか、お伺いします。</p> <p>(二) 北電の働きかけについて (吉井委員) 北電の働きかけの状況では、北電の調査結果では泊など地元4町村で住民約20人となっておりますが、一方で道の調査では、「北電から依頼があった」と回答したものは10人となっております。このくいちがいといいますか、こうした結果を道はどのように受け止めてますか。</p> <p>(三) 今後の対応について (吉井委員) これ最後の質問ですが、今後の対応ということで。道は、北電による働きかけや意見陳述などの動きが明らかになったことについて、公正性を確保するための再発防止を北電に求めるというふうにされておりますけれども、具体的にどのような再発防止策を求めていくのか、お伺いします。</p> <p>(吉井委員) 部長からご答弁いただきましたけれども、全社をあげてさまざまな対策を実施していくことが重要というふうにおっしゃられました。道民への信頼回復へ、このような再発防止策を強く北電に求めていただけようをお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。</p>	<p>(金山参事) 回答の状況についてでございますが、今回の調査におきましては、各会場ごとに意見陳述者でありますとか、会場において意見を提出者された方、それぞれ調査対象者数が異っております、一概に申し上げられませんが、「ご意見を聴く会」が10年以上も前に開催されている中で、全体として181名、46.5パーセントの回答を得られたところでございます。 これは、対象者の方々のご理解とご協力をいただいたものと考えておまして、道といたしましては、北電の働きかけの有無、そしてまた、北電社員・OBや取引業者等の出席について状況を把握できたものというふうを受け止めているところでございます。</p> <p>(竹内室長) 回答の相違ということでございますけれども、今回の道の調査で北電から「依頼があった」と回答された者は10名いらっしゃいました。帯広会場を除き、泊会場など4会場で働きかけがあったとの回答があったほか、旭川会場や泊会場では「北電の取引業者等」にも働きかけがあったという回答がございました。 今回の調査の回答率は、先ほど申し上げましたけれども、46.5パーセントと約半数の方々の回答を取りまとめたものでございまして、北電の調査結果との相違はありますけれども、いずれにいたしましても、北電による地域住民等に対する働きかけ、また社員・OBによる意見陳述や参加などが幅広く行われていたことが明らかになったものと受け止めております。</p> <p>(坂口部長) 北電に求める再発防止策についてでございますけれども、今回の道の調査により、北電による取引業者や地域住民等への働きかけをはじめ、社員、OBの意見陳述や参加など幅広く行われたということが明らかになったわけでございます。 道といたしましては、これまでも北電に対し再発防止を求めており、まずは、公的シンポジウムへの関わり方など再発防止策を早急に明らかにするとともに、道民の信頼回復に向け、全社をあげて、様々な対策を実施していくことが重要というふう考えているところでございます。</p>

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況報告

(平成23年11月24日)

質問者 公明党 吉井 透 委員

質問要旨	答弁要旨
<p>一 第三者検証委の報告書について 一連の国が主催してきたシンポジウムに関して、いわゆるやらせが順次発覚したことを受けた、先の国の第三者委員会の最終報告の中に、失われた国民の信頼を回復することなしに、原子力政策を立案実行することはできないなどと、述べられております。また、国民に対する信頼回復について、なにが問題だったのか、その原因はなにかを解明し、それを一つ一つ解決していくことに懸命に取り組んでいくことのみが、唯一の道でもあるとされております。今回、道の第三者検証委員会が報告書を取りまとめられましたが、道の関与が疑われたことについて、このような視点から何点が質問させていただきたいと思っております。</p> <p>(一) 検証委の報告書の道の受け止めについて 1 報告書の受け止めについて まず、道の第三者検証委員会は、当時の原子力安全対策課長、以下、原安課長と略させていただきますが、原安課長の発言が「不適切」だったとする一方で、道の組織的関与は否定をされております。また、北電側に残されたメモについては、信憑性は疑わしいとされております。この検証委の調査結果について、道はどのように受け止められているのかお伺いします。</p> <p>2 道の組織的関与について 高橋知事は、先に北電第三者委員会が道の関与を指摘したことに対して、記者会見や議会で否定をされております。この「否定」は、当時の原安課長の発言について否定したものなのか、それとも道の組織的関与を否定したものなのか、あるいはその両方を否定されたものなのか、所見をお伺いします。</p> <p>両方を否定されたということだとお伺いしました。</p>	<p>(総務部長) 調査報告書の受け止めについてでございますが、第三者検証委員会、去る10月25日の設置後、1ヶ月に渡りまして、関連文書、電子媒体などの調査をはじめ、道、北電の職員はもとより、地元の町村長、当時の有識者検討会議の委員の方々へのヒアリングなど広範にわたる調査検証を精力的に進められまして、この度報告書を取りまとめいただきました。これまでのご尽力に感謝しているところでございます。道といたしましては、この第三者委員会の調査結果を真摯に受けとめており、客観的、公正な立場から取りまとめられたものと認識しております。</p> <p>(総務部長) 当時の担当課長の発言などについてであります。北電第三者委員会の報告では、道側の発言として「地元から反対派の主張を打ち消す意見もほしい」との発言があったことは否定し難いとされたところでございます。</p> <p>道では、この打ち合わせに出席していた当時の担当課長などに事実確認を行ったところであるが、当時の課長等は、北電にそうした要請を行った認識は全くないということだったので、この北電報告書の根拠とした文書の信憑性を厳正に調査すべき旨、北電の第三者委員会に要請したところであり、道としては、当時の担当課長の発言も含め、いわゆる道としての組織的関与はないものと考えていたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 計画の判断過程について 次にプルサーマル計画の判断に関してお聞きしますが、プルサーマル計画を判断していく過程において、意見募集が3回、さらに道主催の「ご意見を伺う会」、経産省、いわゆる国主催のシンポジウム、さらには道と地元4町村主催の公開シンポジウムを行っています。それぞれの位置づけと、計画を判断していく上での役割の違いについて伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 意見募集の位置付けなどについてであります。有識者検討会議では、安全性に関する24の論点を明確にし、北電が講じる措置の妥当性について、透明性を確保し、わかりやすさを重視しながら、9回の会議を開催し、科学的かつ専門的な見地から、慎重に検討を進めたところでございます。 その検討過程において実施した「ご意見を伺う会」及び「1次・2次意見募集」は、プルサーマル計画の安全性に関する不安や疑問などについて、地元4町村をはじめとする道民の意見を把握し、有識者検討会議の論点に反映することを目的に行ったものであり、また、「中間報告に関する意見募集」は、最終報告の取りまとめの検討に反映することを目的に実施し、この間、地域をはじめ道民の皆様と一緒にプルサーマル計画の安全性などを考える場として、「道シンポジウム」を開催したところでございます。</p>
<p>(三) 北電の組織的関与の認識について 北電の第三者委員会の報告では、「ご意見を伺う会」、経産省主催のシンポ、道など主催の公開シンポ、意見募集など全ての機会に北電の組織的な関与を指摘していますが、これらの点について、道は、このような北電の関与を知り得ていたのかお伺いします。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 北電の組織的関与の認識についてであります。道では、本年8月末に、平成20年10月に開催した道主催シンポジウムに関し、北電による参加要請などの行為が明らかとなったことから、当時の幹部職員に北電の不適切な行為の認識について確認したところ、いずれの者からも一切承知していないとの回答を得たところであり、当時はそのような認識はなかったものと考えているところでございます。</p>
<p>(四) 意見募集の働きかけについて この意見募集の働きかけの関係でお聞きします。 3回、道は、意見募集、中間報告の後も含めて行われていますが、この時は先ほどの質問にもありましたが、賛否は集計されていないということでしたが、後から賛否を集計されたと聞いています。それによると一次での意見募集では、推進意見がわずか6%だったのが、二次では51%になり、三次では64%と増えたという事実だったと、この推進意見の増加理由について道はどのように分析し受け止められているのかお伺いします。</p>	<p>(環境安全担当課長) 意見募集についてであります。寄せられた意見については、MOX燃料の製造・輸送などの「安全性に関する意見」と、プルサーマル賛成などの「安全性以外の意見」に分けて整理し、「安全性に関する意見」は、有識者検討会議の議論に反映し、また、「安全性以外の意見」については、有識者検討会議の検討対象とはしていないが、意見に対する回答は、国や北電に確認し、道のホームページで公表したものであるが、賛否を問うものではなかったところ。 道としては、北電の第三者委員会により不適切とされた事項が、「有識者検討会議の提言」に影響を与えたと考えられる事実は見当たらなかったと受け止めているところでございます。</p>
<p>(五) 原安課長の発言について 次に原安課長の発言に移りますが、問題となった原安課長の発言は、二次の意見募集の締切前に行われています。今回の第三者検証委の報告では、一次と二次の意見募集に関して、当時の原安課長の発言がなされたとしていますが、一次で推進意見が極めて少なかったことが、原安課長の発言の背景にあるのではないのでしょうか。所見を伺います。</p>	<p>(総務部長) 当時の担当課長の発言の背景についてあります。第三者検証委員会の報告書においては、発言の背景等として、当時の担当課長が、手続の遅れを取り戻す必要があるとの状況の下で、多数派の反対意見に対抗する意見が必要と考えており、こうした認識が誘因となって、地元潜在する賛成意見を顕在化させ、多数を占めている反対意見を希釈化したいとの考えの下で発言をしたものと一応推測し得るとされているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 原安課長の発言の背景について 背景について、もう少し伺いますが、これらの意見募集は、プルサーマルの安全性についての意見を反映するものであり、賛否を問うものではなかったということでもありますけど、当時の原安課長がこうした発言をした背景には何があったと道は考えていますか。所見を伺います。</p>	<p>(総務部長) 担当課長の発言の背景についてであります。第三者検証委員会の報告書においては、当時の担当課長の発言の背景等として、ただいまお答えしましたことが、推測し得るとされているところでございます。 道としては、このたびの検証委員会の報告書に基づき今後、関係職員に改めて事実確認を行って参りたいと考えているところでございます。</p>
<p>(七) 北電や国との打ち合わせについて 1 打ち合わせの位置づけについて 先ほどから事実確認を行うということでございましたけれども、北電や国と当時打合せが頻繁に行われてきたと思えますが、それについてお聞きします。 まずこの原安課長の不適切な発言が指摘された打ち合わせは、どういう性格の会議だったのか伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 北電との打合せについてであります。当時の北電との打合せ記録は残ってございませんが、泊3号機のプルサーマル計画の安全性に関する検討のため有識者検討会議を設置し、検討を進めていたことから、その会議に提出する資料の内容や会議の進め方などについて、北電とは、会議開催の前後において、随時、打合せを行っていたところでございます。</p>
<p>2 打ち合わせ回数について 原安課長は、プルサーマル計画の経過の中で、国や北電と、何度も打合せをされたと考えられますが、ご意見を伺う会、国主催のシンポ、道など主催のシンポ意見募集に関連して、国、北電とそれぞれどのくらいの回数の打ち合わせを行っていたのか伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 国、北電との打合せに関してであります。道では、「ご意見を伺う会」の説明者、また、道主催の「公開シンポジウム」における質問に対する回答者として、国及び北電に参加協力いただいたところでございます。 それぞれの開催前に、国及び北電とは、使用する資料や進行などについて、数回、打合せを行っていたところであり、国とは、公開シンポジウム開催に関し、平成20年8月20日に打合せした記録が残っているところでございます。 一方、国主催のシンポジウムについては、平成20年8月に国から開催案内を受け、道から担当職員を出席させ、プルサーマル計画に関する国や北電の説明、パネルディスカッションを傍聴したところでございます。</p>
<p>それでは、国と道との打合せにおいては、国からやらせの要請はなかったのでしょうか。これを伺います。</p>	<p>(危機管理監) 国からの働きかけについてでございますが、国とは、平成20年7月と8月の2回の打合せ記録がありまして、7月の打合せでは、国から有識者検討会議に関しまして、検討の速度が鈍っているものと憂慮している旨の発言があったところであります。道といたしましては、プルサーマル計画につきましては、なによりも安全性の確保を最優先とし、地元4町村と共同で、専門家からなる有識者検討会議を設置いたしまして、道民のみなさま方から、さまざまなご意見を幅広くいただきながら、その安全性について慎重に検討を行ってきたところでございます。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 道側の議事録の作成について それでは、こうした打合わせの場合に道側は、議事録を取っていたのでしょうか。原安課長の不適切な発言が指摘された打合せでは、誰が議事録を取られていたのか、伺います。</p> <p>意見募集というのは、道と地元4町村が窓口で行っているというものでありまして、北電の打合せなどでは、道がリードしていかなければならない立場にあったというふうに考えています。通常、このような利害関係のある場合には、民間企業などが行う場合には、必ず議事録を取って、その発言の担保というか、言質をしっかりと確認をするということが、普通になっていると思います。当然ながら、こういう場合非常に大事なプルサーマルのことを進めていく過程においてでありますから、公文書の規定の話はされましたけれども、議事録は、道の側がしっかりと整理しておくべきだったのではないかと考えています。これを北電側のほうに任せていたということであっては、非常に道の側の姿勢が疑われる、というか責任が疑われるものではないかと思っております。</p> <p>(八) 責任と道民への信頼回復について 最後にでありますけど、責任と道民への信頼回復について、伺います。 第三者検証委員会は、当時の原安課長の発言について、北海道行政基本条例の行政運営の基本理念と基本原則に違背しており、不適切と判断されたわけですが、一方では、この発言がプルサーマル計画の事前了解の可否の判断に影響を与えたとは認められないというふうになっておりますが、このような第三者委の判断を踏まえて、道としてはどのような責任をとられる、けじめをつけられるお考えなのか、所見を伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 打合せのメモの作成についてでございますが、道の公文書の管理に関する規則及び規定では、公文書の管理に関する基本的な事項を定めておりまして、打合せなどにおけるメモ類の作成につきましては、特に規定されていないところであり、担当者が必要に応じて判断してきたところでございます。当時の北電との打合せにつきましては、泊3号機のプルサーマル計画の安全性に関する検討のため、有識者検討会議を設置し、検討を進めてきたことから、次の有識者検討会議にどのような資料を作成するかということを主題に打合せを行っていたものであり、会議録の作成を要するような打合せではなかったため、打合せ内容を残す記録、メモ等は作成していなかったところでございます。</p> <p>(総務部長) 今後の対応についてでございますが、第三者検証委員会による調査結果におきまして、担当課長がプルサーマル計画に賛成する意見の提出を依頼する趣旨で、発言したとされましたことは、大変重く受け止めなければならないと認識しております。道といたしまして、今後、この度の調査結果に基づく関係職員からの事情聴取や、必要に応じて検証委員会の考え方について、確認を行うなどした上で、第4回定例会の早い時期にこうした作業を終え、道の責任について適切に対処してまいりたいと考えております。道といたしましては、この度の検証委員会の調査結果を真摯に受け止め、より一層道民のみなさまの信頼を得られるよう、公正公平な行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>最後に第4回定例会の早い時期に道の責任について適切に対処してまいる。それから、道民のみなさまの信頼を得られるような、公正公平な行政運営に取り組んでいかれるということをおっしゃられましたが、先ほども、メモ、議事録のことを持ち出しましたが、先ほども、公務員の倫理条例との関係において利害関係のある業者とのこうした会議においては、危機意識の欠如というものが、やはり道側にあったのではないかということを感じます。ですので、こうしたところを今後、しっかりと見直されて、こういう危機意識をもたれてケジメのある会議、また、この責任ということもしっかり配慮されたような会議の持たれ方ということを強くお願いしまして、わたしの質問を終わります。</p>	